

## 質問回答票

周南市公共施設等LED照明設備賃貸借のプロポーザルに係る質問に対する回答（参加表明等に関する事）

次のとおり回答します。

番号	項目 (書類名称・頁・項目など)	質問内容	回答内容
1	実施要領・10ページ・ 10 留意事項 ⑥	参加表明後に提案辞退をする場合は様式第4号の辞退届の提出でペナルティは無いものとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	実施要領・10ページ・ 10 留意事項 ⑥	契約候補者に選定された後に詳細協議にて事業が困難と判断し辞退した場合、ペナルティは無いものとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。受託候補者と本市は、正式な契約に向けて誠実に協議を進めることとします。
3	作成要領・3ページ・ 1. 参加表明時提出書類・作成要領 (2) ⑤	様式第8号の事業実績報告書は最大5件までとございますが、役割毎に最大5件との認識でよろしいでしょうか。また1つ役割を複数社で構成する場合も同様との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	—	本件は債務負担行為又は長期継続契約のどちらでしょうか。	債務負担行為です。

5	—	長期継続契約の場合、翌年度以降の予算の削減等があった場合、事業者の損害の補填はございますか。	質問番号4の回答のとおりです。
6	実施要項 予想されるリスクと責任分担 安全性の確保 環境の保全 事業の中止・延期 第三者賠償	「建設」と表記されているが、LED照明の交換は「建設」の概念とは違うので「工事」と読み替えてよろしいでしょうか。	差し支えありません。
7	実施要項 予想されるリスクと責任分担 事業の中止・延期	「設備改修に必要な許可等の取得遅延」とあるが、通常の照明交換には周南市からの契約発注以外に許可等はないと考えるが、どのようなことを想定していますか。	事業者が設備改修するにあたり、施設の立入や材料置場等、本市や施設管理者から得なければならない許可等を想定しています。
8	実施要項 予想されるリスクと責任分担 事業の中止・延期	「建設許可等の遅延」とあるが、照明交換に建設許可は必要ないと考えています。どのような事態を想定していますか。	本市の不注意等により、事業者からの申し出に対する許可等が遅延した場合を想定しています。
9	実施要項 予想されるリスクと責任分担 工事遅延未刊行	50件のLED化工事においては、物件ごとに竣工検査を行い、引き渡しを行うとの考え方でよろしいですか。  引き渡しを行った物件についてのその後の危険負担については、引き渡しを受けたものが負うべきと考えますが、契約時に協議可能でしょうか。	改修作業が完了し検査に合格した物件からLED照明器具の仮使用を含め、使用することとしております。なお、賃貸借物品は賃貸借期間終了後、本市に無償譲渡されるものとします。  実施要領「12(4)②予想されるリスクと責任分担」のとおりです。

10	実施要項 予想されるリスクと責任分担 支払遅延・不能	「点検報告の遅延により支払いを留保する場合」とありますが、竣工検査は周南市の担当者または施設管理者も同行することにより点検報告の遅延と言う事はありませんのではないのでしょうか。	仕様書に記載のとおりです。
11	実施要項 予想されるリスクと責任分担 計画変更	「事業者が必要と考える計画変更」とありますが、重要事項は周南市と協議の上、進めることになると思います。事業者の責任負担が生じる事態は、どのようなことを想定しているのでしょうか。	保守管理体制の変更などを想定しています。
12	実施要項 予想されるリスクと責任分担 設備の損傷 公共施設損傷	「故意による損傷」との記載がありますが、市の故意による損傷とはどのような場合を想定しているのでしょうか。	本市の故意によって生じた損傷であると判断される場合を想定しています。
13	実施要項 予想されるリスクと責任分担 公共施設損傷	「上記以外のその他の原因による設備の損傷を全て事業者が分担する」とありますが、保険の範囲を超えた損傷は負担出来ないと考えます。具体的にどのような分担をするか表記していただけますか。	実施要領「12 (4) ②予想されるリスクと責任分担」のとおりです。
14	実施要項 予想されるリスクと責任分担 契約内容不適合の担保	「設備に関する契約内容不適合の担保責任」とありますが、具体的に、どのような事態を想定しているのか表記していただけますか。	施工不良等によるものを想定しています。

15	実施要項 予想されるリスクと責任分担 危険負担	火災天災戦争等とありますが、不可抗力による損傷については責任を生じないのではないのでしょうか。特に地震や戦争についてはどのような保険も対応しておらず、事業者への責任分担とするのはおかしいのではないのでしょうか。	本市と事業者の協議によって判断することとしています。
16	実施要項 予想されるリスクと責任分担 仮使用	賃貸借期間開始が2025年4月1日となっておりますが、周南市の施設の1つ1つについては、完工後竣工検査を受け、引き渡しをするという理解でよろしいのでしょうか。日本の商慣習上、引き渡し後における機器の瑕疵については10年間の保証期間が開始すると考えてよろしいのでしょうか。	仕様書に記載のとおりです。
17	実施要項 予想されるリスクと責任分担 仮使用	<p>「仮使用中における発注者側の故意による損害」とは、どのような事態を想定していますか。周南市の公共施設に対する「暴動による損害」とはどのようなことを想定していますか。</p> <p>この責任分担の欄において、不可抗力による事業者への責任分担を表記していないのであれば、危険負担の欄の不可抗力についても事業者への責任分担はなくすべきではないのでしょうか。</p>	<p>「仮使用中における発注者側の故意による損害」「暴動による損害」と判断される場合を想定しています。</p> <p>実施要領「12(4)②予想されるリスクと責任分担」のとおりです。</p>